主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人布施誠司の上告趣意のうち、憲法一四条、四四条違反をいう点は、公職選挙法一一条二項、二五二条の規定が憲法一四条、四四条に違反しないことは、当裁判所の判例(昭和二九年(あ)第四三九号同三〇年二月九日大法廷判決・刑集九巻二号二一七頁)の趣旨に照らし明らかであるから、所論は理由がなく、憲法三一条違反をいう点は、実質は単なる法令違反の主張であり、その余の点は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和五一年九月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	環		昌	_
裁判官	江里	П	清	雄
裁判官	高	辻	正	己
裁判官	服	部	高	顯